

室戸ユネスコ世界ジオパーク
連携協定（パートナーシップ）締結ガイドライン

2022年6月2日

1. 目的

このガイドラインは室戸ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）が、ユネスコ世界ジオパークの基本理念の一つである関係するあらゆる地方および地域の利害関係者と地域団体、観光事業者、地元組織等を含めたボトムアッププロセスを確立するため、地域の多様なパートナーと連携協定を締結するために必要な事項を定めるものとする。

2. 協定の内容・分野

協議会は、ジオパークの理念と合致する下記に掲げる事項について連携協定を締結することができる。

- ① 地質保全に関する連携
- ② ジオツーリズムに関する連携
- ③ 教育及び研究に関する連携
- ④ サイエンスポピュライゼーション（科学の大衆化）に関する連携
- ⑤ 社会経済活動の発展に資する連携
- ⑥ 防災に関する連携
- ⑦ 環境衛生美化活動に関する連携
- ⑧ 協議会及びジオパーク活動に携わる関係団体のキャパシティビルディングに関する連携
- ⑨ その他ジオパークの発展に寄与する活動に関する連携

3. 連携協定を結ぶことができない者

協議会は、ジオパークの理念と合致しない活動をおこなっている者及び下記に掲げる者とは、連携協定を締結することはできないものとする。

また、連携協定締結後、協定を締結したパートナー（以下「パートナー」という。）が、下記事項に該当していることが発覚した場合又は該当することとなった場合、協議会は連携協定を解約することができる。

- ① 安全管理が確立されていないハイリスクなイベントや体験プログラムを実施している者
- ② 地質学的な物質、植物、生物を持続可能ではない形で採取・加工・販売している者、またはそれに関わっている者（岩石、化石、貝、サンゴなど）

- ③ 短期的及び長期的な視座に鑑みたとき、持続的な地域の生態系を担保できない可能性がある体験プログラム等を販売している者、または関わっている者
- ④ 室戸ジオパークの活動・評価に悪影響を与えるとみなされる者
- ⑤ 室戸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第31号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者（次項において「排除措置対象者」という。）に該当すると認める者

4. パートナーの責務

パートナーは下記の責務を負うものとする。

- ① 連携協定締結後も前項の規定に該当する活動等を実施しない。
- ② 室戸ジオパークのパートナーであることを自身の施設内での掲示・ホームページ・パンフレット等において発信するよう努める。
- ③ 各連携協定に基づき、協議会の実施する活動に対し支援・協力し、室戸ジオパークの持続可能な発展に寄与するため必要な助言を行う。
- ④ 各連携協定に基づいた活動内容について、必要に応じ協議会に報告及び情報提供するとともに、目的達成のために協議を行う。

5. 協議会の責務

協議会はパートナーに対し、下記の責務を負うものとする。

- ① 各連携協定に基づきパートナーが実施する活動に対し支援・協力を行う。
- ② 必要に応じ、各連携協定の目的達成に向けてパートナーに対し情報提供及び協議を行う。

6. 事前説明

協議会は、連携協定を締結する際には、事前にこのガイドラインの内容を連携協定を締結しようとする相手方に説明するとともに、「各国のジオパークがユネスコの支援を得て世界ジオパークネットワーク（GGN）に参加するためのガイドラインと基準」等を用いてジオパークの理念に対して理解を得、理念に反する行為を実施していないか等の確認をしなくてはならない。